

第7 地域支援事業の量の見込み及び事業規模等

1 地域支援事業による介護予防事業の対象者数及び参加者数の見込み

要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を対象として、通所や訪問による「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等の介護予防事業（二次予防事業）を実施するに当たり、事業の対象者数及び参加者数を見込みました。

このほか、全高齢者を対象とした地域支援事業として、介護予防に関する知識の普及・啓発等を実施します。

	24年度	25年度	26年度
第1号被保険者数	342,083人	351,970人	361,855人
介護予防事業（二次予防事業）の対象者数	23,946人	24,638人	25,330人
介護予防事業（二次予防事業）の参加者数	1,437人	1,725人	2,026人

（1）対象者数

介護予防事業（二次予防事業）の対象者数は、平成23年度の実績を考慮し、高齢者人口の7%と設定しました。

（2）参加者数

介護予防事業（二次予防事業）の参加者数は、平成23年度の実績を考慮したうえで、事業の段階的な達成という観点から、平成24年度において対象者数の6%とし、平成25年度は対象者数の7%、平成26年度は対象者数の8%と設定しました。

2 地域支援事業の規模及び構成

(1) 交付金対象となる地域支援事業費の上限

第5期プランの計画期間において、国の交付金の対象となる地域支援事業の事業規模については、政令で上限が定められています。

この上限は、各市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込額に、下表の率を乗じた額となっています。

介護予防事業	2.0%以内
包括的支援事業・任意事業	2.0%以内
地域支援事業 全体	3.0%以内

(2) 財源構成

財源構成については、介護予防事業は介護給付費の財源構成と同じですが、包括的支援事業及び任意事業については公費（国，都道府県，市町村）と第1号被保険者の保険料で構成されます。

(%)

	国	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
介護予防事業	25.0	12.5	12.5	21.0	29.0
包括的支援事業・任意事業	39.5	19.75	19.75	21.0	—

(注) 第5期計画期間（平成24～26年度）において、第2号被保険者負担割合が30.0%から29.0%に変更される予定であるため、変更後の数字を記載している。